

令和4年定例会
予算決算常任委員会
戦略企画雇用経済分科会
説明資料

◎議案補充説明

- ・議案第3号 令和3年度三重県一般会計補正予算（第17号）・・・1

令和4年2月10日

雇用経済部

・議案第3号 令和3年度三重県一般会計補正予算（第17号）

○ 令和3年度三重県一般会計補正予算（第17号）総括表

（金額単位：千円）

区 分	補正前の額	補正額	補正後の 予算額
一般会計	68,077,681	7,270,521	75,348,202
うち雇用経済部予算	67,976,957	7,270,521	75,247,478
うち労働委員会予算	100,724	0	100,724
労働費	1,502,426	0	1,502,426
うち労働委員会予算	100,724	0	100,724
商工費	65,084,017	7,270,521	72,354,538
うち観光局関係予算	10,314,819	0	10,314,819
土木費（四日市港関係諸費）	1,491,238	0	1,491,238

○ 令和3年度三重県一般会計補正予算（第17号）項目一覧

（金額単位：千円）

項	目	細 事 業 名	補正前の額	補正額	補正後の 予算額	補正の概要
商 工 業 費	振 新 興 産 業 費	新型コロナウイルス感 染症時短要請協力金	36,621,319	7,270,521	43,891,840	三重県まん延防止等重点措置の実施に伴う協力金の増額。

○ 繰越明許費

（金額単位：千円）

科目・事業名（細事業名）			金額
一般会計			7,270,521
	(款) 商工費		7,270,521
		(項) 商工業費	7,270,521
		新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金 (新型コロナウイルス感染症時短要請協力金)	7,270,521

三重県飲食店時短要請等協力金

1. 趣旨

「三重県まん延防止等重点措置」に基づく飲食店等の営業時間の短縮等（以下、「時短営業等」という。）の協力要請に全面的にご協力いただいた事業者に対して、三重県飲食店時短要請等協力金（以下、「協力金」という。）を支給します。

2. 協力要請内容

- 対象期間：令和4年1月21日（金）から令和4年2月13日（日）まで
- 対象区域：1月30日（日）まで 東紀州地域を除く12市12町
1月31日（月）以降 県内全域
- 要請内容：20時までの時短営業等、酒類の提供不可
「みえ安心おもてなし施設認証制度」（あんしん みえリア）認証店は、緩和措置（21時までの時短営業等、酒類の提供可）を選択可能

3. 主な支給要件

- 要請期間中、対象地域内の全店舗で時短営業等に全面的に協力すること
- 令和4年1月20日（東紀州地域は1月30日）以前から、食品衛生法上の有効な許可を取得し、かつ要請期間の全てを通して有効であること
- 令和4年1月7日時点で通常の営業終了時刻が20時を越えていること
（認証店が時短営業等を21時までとする場合は、21時を越えていること）
- 同一グループの同一テーブルでの利用を原則4人以下とすること

4. 協力金支給額

（1）「みえ安心おもてなし施設認証制度」（あんしん みえリア）認証店

①21時までの時短営業等、酒類の提供可

【中小企業】

令和3年又は2年の1月～2月の1日当たり売上高に応じて、2.5～7.5万円/日

【大企業】

令和3年又は2年の1月～2月からの1日当たり売上高減少額の4割

※上限額は、20万円 又は 令和3年若しくは令和2年1月～2月の1日当たり
売上高×0.3のいずれか低い額

※中小企業においてもこの方式を選択可

②20時までの時短営業等、酒類の提供不可

【中小企業】

令和3年又は2年の1月～2月の1日当たり売上高に応じて、3～10万円/日

【大企業】

令和3年又は2年の1月～2月からの1日当たり売上高減少額の4割

〔 ※上限額は、20万円
※中小企業においてもこの方式を選択可 〕

(2) 非認証店

20時までの時短営業等、酒類の提供不可

【中小企業】

令和3年又は2年の1月～2月の1日当たり売上高に応じて、3～10万円/日

【大企業】

令和3年又は2年の1月～2月からの1日当たり売上高減少額の4割

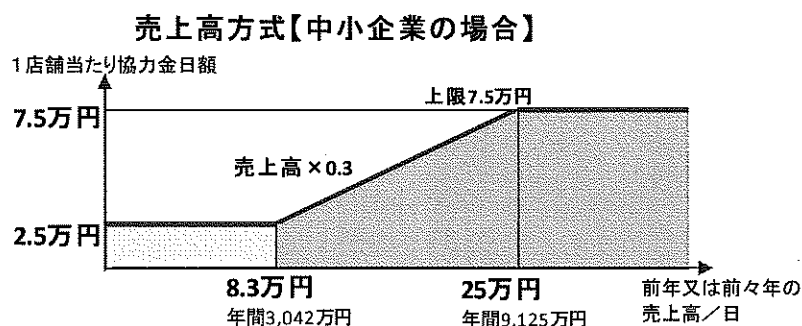
〔 ※上限額は、20万円
※中小企業においてもこの方式を選択可 〕

三重県飲食店時短要請等協力金の算定方法について

1. みえ安心おもてなし施設認証制度（あんしん みえリア）認証店

(1) 21 時までの時短営業等・酒類の提供可

【中小企業】



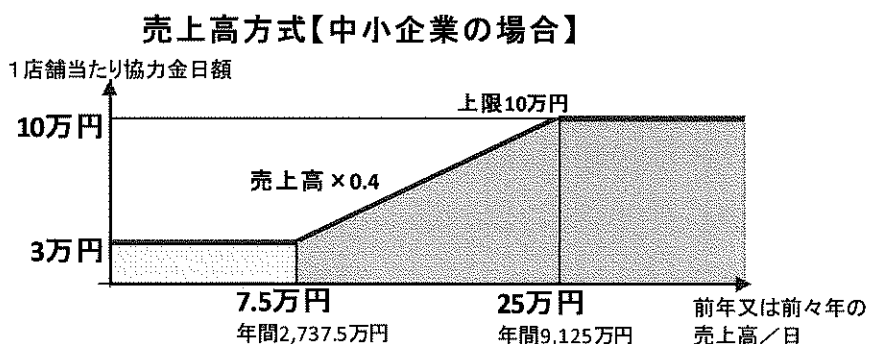
		前年又は前々年の参照月の1日当たり売上高		
		～約8.3万円	約8.3～25万円	25万円～
中小企業 (売上高方式)	日額	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日当たりの売上高の3割)	7.5万円/日

【大企業】

大企業 (売上高減少額方式)	日額	前年又は前々年の参照月からの1日当たり売上高減少額×0.4 (20万円又は前年もしくは前々年の参照月の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額)
-------------------	----	---

(2) 20 時までの時短営業等・酒類の提供不可

【中小企業】



		前年又は前々年の参照月の1日当たり売上高		
		～7.5万円	7.5～25万円	25万円～
中小企業 (売上高方式)	日額	3万円/日	3～10万円/日 (1日当たりの売上高の4割)	10万円/日

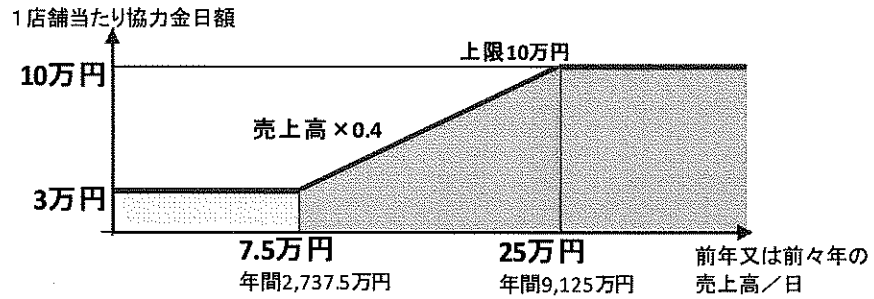
【大企業】

大企業 (売上高減少額方式)	日額	前年又は前々年の参照月からの1日当たり売上高減少額×0.4 (上限20万円)
-------------------	----	---

2. 非認証店

(1) 20時までの時短営業等・酒類の提供不可

売上高方式【中小企業の場合】



		前年又は前々年の参照月の1日当たり売上高		
		～7.5万円	7.5～25万円	25万円～
中小企業 (売上高方式)	日額	3万円/日	3～10万円/日 (1日当たりの売上高の4割)	10万円/日

【大企業】

大企業 (売上高減少額方式)	日額	前年又は前々年の参照月からの1日当たり売上高減少額×0.4 (上限20万円)
-------------------	----	---